

行政処分基準等を改正する通達案に関するパブリックコメントの募集結果について

令和3年5月
国土交通省
自動車局

国土交通省では、令和3年2月13日から令和3年3月14日まで、「自動車運送事業者に対する行政処分基準等」の改正（通達改正）についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。その結果、本件に関して、16の個人・団体から18件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間 令和3年2月13日（土）～令和3年3月14日（日）
- ② 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数 18件

3. 問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41633）

国土交通省自動車局旅客課

電話番号（直通） 03-5253-8572

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41273）

国土交通省自動車局貨物課

電話番号（直通） 03-5253-8576

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41334）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 可能な限り、頂いたご意見を網羅されるよう整理をしておりますが、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

皆様からの御意見と国土交通省の回答

	皆様からの御意見	国土交通省の回答
行政処分日車等の加重強化 (7件)	○行政処分の量定をもっと重くしていただきたい。(3件)	○事業者による運転者の健康状態の把握のさらなる徹底を図るため、行政処分強化を行っております。 日車については、他の違反事項における基準日車等を考慮して設定しております。
	○健康診断の受診の有無だけでは実効性に欠けるため、健康指導の記録も義務付けては如何か。(1件)	
	○健康診断結果に基づくフォローなどを行っていない事業者に対する行政処分も課す必要がある。(2件)	○健康診断結果に基づくフォローを行っていない事業者については、今後、通達で明確に定める予定です。頂いたご意見についてはその際の参考とさせていただきます。
	○特別監査だけではなく、一般監査においても行政処分を課すようにしたら如何か。(1件)	○頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
荷主取り締まり強化(1件)	○貨物自動車運送事業法を見直し一定の運賃以下での配送を依頼している荷主を取り締まるべきである。(1件)	○頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
助成措置の拡充(2件)	○事業者が脳ドック等を行う場合の助成措置のさらなる拡充をお願いしたい。(2件)	○事業者による運転者の健康状態の把握のさらなる徹底を図るため、行政処分強化を行っております。 なお、頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
自動車運送事業者による健康管理方法に係る提案等(4件)	○運転者には健康診断を年2回必須及び2～3年おきに脳ドックなどを必須事項にするなどの措置が必要ではないか。(1件)	○頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
	○運転者の拘束時間や勤務間インターバル、非乗務時の賃金保障等も含めて議論されるべき。(1件)	

	○法定の健康診断の内容に脳検診を義務付けたうえで、受診させていない事業者にも行政処分の対象とすべき。(1件)	
	○スクリーニング検査の受診を義務付けるべきである。(1件)	
行政処分基準等改正の是非(4件)	○今回の行政処分の改正概要については必要である。(1件)	○頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
	○運転者の健康管理は重要であり、処分強化はやむを得ない。(1件)	
	○本改正に反対ではない。(1件)	
	○運転者が健康起因事故を惹起したことに対して、悪質とはいえ結果論に対して行政処分を科すのは不当。(1件)	○今回の改正は、事業者が運転者に対し健康状態の把握のさらに徹底していただき、事故防止に努めることを求め行政処分強化を図っているところです。